

第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」（令和 7 年 4 月改定）の「別記 事業別の配慮事項 10 開発行為等に係る事業（工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業を含む）」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、選定した配慮事項について、本事業で検討した計画段階配慮の内容を表 3-1 に記載しました。

表 3-1(1) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1)	○	・計画区域の選定については、米国に提供されていた土地（非提供地を含む）の境界（提供地界）を原則として検討を行います。が、斜面地や周辺地域の土地利用状況を踏まえて今後詳細に検討し、道路整備等による宅地造成に伴う建設発生土を、可能な限り土地の改変を避けることで、低減していくよう配慮した区域の設定を計画します。 ・文教ゾーン、住宅地等ゾーン及び森林公園ゾーンの配置に当たっては、地盤の造成高さ等の影響を踏まえて検討します。 ・土地利用における生物多様性への配慮として、斜面林の保全、公園の整備、調整池の緑化、街路樹・植樹帯の整備、公園と一体となった緑の回遊空間の形成等を検討します。 ・整備する道路及び公園においては、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、生物多様性の保全に配慮し、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避けるような配置計画を検討します。 ・また、事業の実施に当たっては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転（アイドリングストップ等）を実施します。 ・低騒音、低振動タイプの重機械をできる限り選定し、周辺住民への配慮した施工計画を検討します。

表 3-1 (2) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項			選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2)	計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	・計画段階配慮書の作成を通じて計画区域及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めます。
	(3)	工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	・状況に応じた設計や工法を検討し、安全な構造物の構築、工事作業上の安全確保、地下水位・地盤沈下、近接する構造物等への影響の低減を図り、市民への情報提供に努めます。 ・建設機械の稼働や工事用車両の通行が集中しないよう検討します。 ・長時間連続して稼働する建設機械等がある場合、防音型仮囲いの設置等により周辺への影響の低減に努めます。 ・工事区域への仮囲いの設置や交通誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。 ・事業全般や工事に関する問い合わせには真摯に対応し、周辺住民とのコミュニケーションを図り情報提供を行います。
	(4)	環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	・第2章「2.2.13 法令等の状況」で整理したような、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。
本事業に係る配慮事項	(5)	生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	○	・道路や公園等では、積極的に緑化を図り、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するよう努めます。また、生物の生息・生育の場、良好な景観、緑の回遊空間を確保し、自然や緑が身近に感じられるよう配慮することを通じて、グリーンインフラの保全・活用を図っていきます。 ・透水性舗装の導入を検討し、健全な水循環の創出に努めます。

表 3-1 (3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項			選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(6)	建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	・道路や公園等の緑化を通じて、生物多様性の保全と創造に努めるほか、生物の生息・生育環境の確保に努めます。 ・生物多様性の観点から、緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽に努めます。 ・隣接する根岸森林公園や斜面緑地などの緑豊かな環境などを生かしながら、道路や公園等の緑化を図ることで、計画区域全体で連携した緑の回遊空間の形成に努めます。
	(7)	高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。さらに、これらによる地域単位での最適なエネルギー需給システムの導入に努める。	○	・本事業で整備する道路照明には省エネルギー型機器の導入を検討します。
	(8)	使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	・本事業で整備する道路照明に使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めます。また、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図ります。
	(9)	次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	×	・本事業においては、次世代自動車や公共交通等の運輸は対象外なので、非選定とします。
	(10)	建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	・本事業の造成工事においては、建設発生土の再利用、低燃費型の建設機械の採用等を検討し、温室効果ガス排出抑制に努めます。 ・道路照明の LED 電球採用等、省エネルギー型機器の導入を検討し、温室効果ガス排出量の抑制に努めた計画とします。
	(11)	微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。	○	・本事業において整備する道路や公園等においては、街路樹や植樹帯等などの緑化を図るとともに、保水性舗装、遮熱性舗装等の採用を検討し、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努めます。

表 3-1 (4) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項			選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(12)	街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	・周辺住環境に配慮した宅造地盤の高さとなるよう検討に努めます。 ・計画区域の大半は高台に位置していることから、開放的で眺望に優れています。また、計画区域周辺には良好な街並みを形成する山手地区や、多くの人々でにぎわう緑豊かな根岸森林公園があります。これらの特性を生かし、周辺環境と調和した計画とします。
	(13)	大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	×	・本事業では、建物の建築を想定していないため、非選定とします。
	(14)	駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	×	・本事業では、駐車場整備を想定していないため、非選定とします。
	(15)	風害、光害、日照阻害等の影響を少なくする。	○	・「光害対策ガイドライン（平成 10 年 3 月、環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない道路照明計画を検討します。 ・夜間道路照明においては、適切な照度とし、配光を検討します。
	(16)	地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。	○	・計画区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、計画区域は米軍施設であることから、埋蔵文化財の把握を十分に行えていません。そのため工事の内容に応じて本市の関係機関と協議して、埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、文化財保護法に基づき適切に対応します。
	(17)	雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	・透水性舗装の導入、緑化等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(18)	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	・工事の実施においては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理します。 ・木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を促します。 ・建設発生土は、場内再利用に努めます。